

森林環境譲与税の使途公表について

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町村による森林整備に必要な財源を確保するために森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

当町においても令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されています。森林環境譲与税は法律で使途が定められており、市町村及び都道府県は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

○令和6年度活用実績

(単位：千円)

事業区分	事業名	事業内容	事業費
森林経営管理制度にかかわる現地確認業務委託	森林環境譲与税事業	森林経営管理制度の意向調査において町への管理委託を希望された区域の森林を調査・分析し、町が受託した際の管理方法を想定	493
事業支援システムの運用	森林環境譲与税事業	図面や森林台帳を一元管理し森林整備に活用するための森林情報システムの運用	132
山形地方森林林業 活性化協議会負担金	森林環境譲与税事業	森林経営管理制度等に取り組んでいくにあたり、管内の推進体制を構築するため、2市2町（山形市、上山市、山辺町、中山町）及び山形地方森林組合が組織した協議会の運営負担金	458
山形県森林資源デジタル 化推進事業実施負担金	森林環境譲与税事業	森林調査業務の省力化・効率化を図るため、山形県が実施主体となり、希望する国機関及び市町村が参加し、森林の航空レーザー測量及び解析による資源情報や地形情報などのデジタル化を実施	848

基金積立（森林整備等）	森林環境譲与税事業	中山町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進にかかる財源に充てるための、中山町森林環境譲与税基金への積立て	408
合 計			2,339